

資料

橋本市男女共同参画に関する市民意識・実態調査の概要	46
用語解説	47
第二次橋本市男女共同参画計画策定協議会要綱	51
第二次橋本市男女共同参画計画策定協議会委員名簿	52
橋本市男女共同参画推進会議規程	53
第二次橋本市男女共同参画計画府内策定委員会要綱	54
第二次橋本市男女共同参画計画策定経過	55
男女共同参画に関する年表	56
男女共同参画社会基本法（抜粋）	60

橋本市男女共同参画に関する市民意識・実態調査の概要

1. 調査目的

第二次橋本市男女共同参画計画を策定するにあたり、市民の男女共同参画に関する意識と実態について把握し、基礎資料を得ることを目的に実施しました。

2. 対象

橋本市内に在住する 20 歳以上の市民 2,000 人（無作為に抽出）

3. 調査方法

- ・調査票（質問紙）を作成し、無記名で回答を記入していただきました。
- ・調査票は、郵送で配布、回収しました。

4. 調査期間

平成 23 年 11 月 21 日～12 月 5 日

5. 回収結果

配布数 (件)	回収数 (件)	無効票 (件)	有効回収票 (件)	有効回収率 (%)
2,000	875	0	875	43.8

用語解説

*1 参画

ものごとの計画段階から主体的に関わること。

*2 男女共同参画社会基本法

平成11年6月に制定された。男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義している。

*3 ガイドライン

指針、目安のこと。

*4 12の重大問題領域

- ①女性と貧困、②女性の教育と訓練、③女性と健康、④女性に対する暴力、
 ⑤女性と武力紛争、⑥女性と経済、⑦権力および意思決定における女性、
 ⑧女性の地位向上のための制度的な仕組み、⑨女性の人権、⑩女性とメディア、
 ⑪女性と環境、⑫女児の権利のこと。

*5 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した望まない性的な嫌がらせのこと。平成19年に施行された「改正男女雇用機会均等法」では、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも含めて、事業主に職場でのセクシュアル・ハラスメント対策を講じることが義務付けられた。学校等でおこる教職員と児童・生徒間や教職員間等におけるセクシュアル・ハラスメントをスクール・セクシュアル・ハラスメントという。

*6 10の重点事項

- ①政策・方針決定過程への女性への参画の拡大
- ②女性のチャレンジ支援
- ③男女雇用機会均等の推進
- ④仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し
- ⑤新たな分野への取組み
- ⑥男女の性差に応じた的確な医療の推進
- ⑦男性にとっての男女共同参画社会
- ⑧男女平等を推進する教育・学習の充実
- ⑨女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑩あらゆる分野において男女共同参画の視点にたって関連施策を立案・実施し、男女共同参画の実現を目指す

*7 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人等の親しい者から受ける暴力のこと。身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げつける等）、性的暴力（セックスの強要、避妊に協力しない、無理やりアダルトビデオを見せる等）、精神的暴力（無視する、脅す、大声で怒鳴る等）、経済的暴力（生活費を渡さない等）、社会的暴力（実家・友人との付き合いの制限、交友関係の監視等）などがある。

*8 DV防止法（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」）

平成13年に施行され、平成16年、平成19年に改正された。配偶者（事実婚や元配偶者も含む）からの暴力を犯罪と位置付け、配偶者からの暴力に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備することにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。被害者が暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい時は、加害者に対し、この法律に基づき、「保護命令」を裁判所に申し立てることができる。

*9 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

ワーク・ライフ・バランス憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすと共に、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されている。

*10 15の重点分野

- ①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ②男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- ③男性、子どもにとっての男女共同参画
- ④雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ⑤男女の仕事と生活の調和
- ⑥活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
- ⑦貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- ⑧高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- ⑨女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑩生涯を通じた女性の健康支援
- ⑪男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- ⑫科学技術・学術分野における男女共同参画
- ⑬メディアにおける男女共同参画の推進
- ⑭地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
- ⑮国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

*11 アクション・プラン

ある政策や企画を実施するための基本方針、または行動計画。

*12 M字カーブ問題

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）を年齢階層別に表すと、30歳代前半をボトムとするM字カーブを描くことから、女性の働き方をM字型曲線という。結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという女性のライフスタイルの現われである。

*13 エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、力（パワー）をつけること。女性のエンパワーメントは、社会のあらゆる分野で、女性が社会的、経済的、政治的、文化的に自らの意識と力を高め、その能力を発揮していくことをいう。

*14 シングルマザー

未婚の母など独身で子どもを持つ女性のこと。

*15 ニート

ニート（Not in Education, Employment or Training, NEET）とは、教育、労働、職業訓練のいずれにも参加していない状態を指した造語である。日本においては15歳～34歳の若年の無業者をいう。

*16 デートDV

結婚していない男女間での身体、言葉、態度などによる暴力のこと。

*17 メディア・リテラシー

リテラシーとは、読み書き能力とも訳され、主体的に読み解き、判断・選択し使いこなす能力をいう。メディア（媒体）から発信される情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し、活用できる能力やメディアを適切に選択し、また自ら発信する能力を身につけることが重要となる。

*18 ジェンダー

生物学的・生理学的な性の違い（セックス）に対して、生まれた後に後天的に身についた社会的・文化的な性差をいう。「男らしさ、女らしさ」や「男はこうあるべき、女はこうあるべき」という固定的な考え方をジェンダーによるもの。

*19 パワー・ハラスメント

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

*20 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

平成6年、カイロで開かれた国際人口・開発会議で提唱された概念で、「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。女性が生涯にわたって、性と健康とこれらの問題について、十分な情報を得て自己管理・自己決定する権利は人権の一部であるという考え方。

*21 性的マイノリティ

性のあり方が、社会的にマイノリティ（少数者）であることにより、さまざまな不利益を被っている人々。身体的な性（性染色体・生殖腺・性器によって決まる性）、性自認（自分を男性あるいは女性であると思うか、そのどちらでもないと思うかなど）、性的指向（性愛の対象が異性に向かうか、同性に向かうか、両性に向かうかなど）により、人それぞれに異なる。

*22 暴力防止プログラム（CAP）

子どもへの暴力防止プログラム（Child Assault Prevention）とは、虐待や性暴力に対して、子ども自身が実践できる護身術として、アメリカ合衆国で考案されたものである。

*23 NPO（「Non Profit Organization」）

行政・企業とは別に、自主的・自発的に社会的活動を行う非営利の民間組織。福祉やまちづくり、男女共同参画・環境・子育て支援等さまざまな分野で活動を行っている。

*24 フレックスタイム

労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つである。

*25 ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などを含めて、すべての人が地域社会の中で、ともに社会の一員として生活していくことが通常（ノーマル）の社会であるという理念。

*26 ポジティブアクション

「積極的改善措置」のこと。さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。例として、国の審議会等委員への女性の登用のための目標設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。男女共同参画社会基本法では、「積極的改善措置」は国の責務として規定され、また国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

*27 シェルター

女性や子どもたちのための緊急一時避難所。ドメスティック・バイオレンスの被害を受けた女性（と同伴する子ども）や様々な事情で居所のない外国人女性などを受け入れ、援助と暴力をなくす提言などの活動をしている。

第二次橋本市男女共同参画計画策定協議会要綱

(設置)

第1条 第二次橋本市男女共同参画計画の策定にあたり、広く意見を聴取するため、第二次橋本市男女共同参画計画策定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に関する事項の協議、検討等に関すること。
- (2) その他計画策定のための必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 地域活動団体の代表者
- (4) 各種関係機関の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、第二次橋本市男女共同参画計画策定をもって終了する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集しその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聞き、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画部企画経営室において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年8月24日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、委員会の設置目的の達成の日限り、その効力を失う

第二次橋本市男女共同参画計画策定協議会委員名簿

区分	氏 名	所 属
学識経験者	◎藤田 和史	和歌山大学経済学部
	○鳥渕 朋子	アクト研究室
一般公募	平木 貴子	
	角 雄一	
地域活動団体の代表者	中尾 ツル子	婦人防火クラブ連絡協議会
	辻田 育文	橋本市老人クラブ連合会
	前田 陽一郎	橋本市青少年団体連絡協議会
	丹下 一子	橋本市女性会議
	中本 ミヨコ	JA 紀北川上農業協同組合女性会
	渋田 年男	橋本市身体障害者連盟
各種関係機関の代表者	浦木 ひとみ	橋本市人権啓発推進委員会
	北川 英夫	橋本市民生委員児童委員協議会
	村本 秀子	橋本市母子保健推進員会
	中谷 勝弘	橋本市校長会

◎会長 ○副会長

橋本市男女共同参画推進会議規程

平成 18 年 3 月 1 日

訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画を総合的かつ効果的に推進するため、橋本市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 男女共同参画に関する総合的な連絡調整に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に係る行政の推進に関する事項

(組織)

第 3 条 推進会議の委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 副会長は、教育長をもって充てる。

4 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、会長は、その会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じて推進会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

第 5 条 第 2 条の所掌事務に関する具体的な事項について、協議及び調査研究を行うとともに、関係機関の連絡調整を行うため、推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって組織する。

3 幹事会は、必要に応じて推進会議の会長が招集し、企画部長が議長となり、企画部長が不在等のときは、教育次長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、企画部企画経営室において処理する。

(補則)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 7 日訓令第 9 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 8 月 31 日訓令第 17 号)

この訓令は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

委員

職名
副市長
教育長
橋本市事務分掌条例(平成 18 年橋本市条例第 8 号)第 1 条に規定する部の長
会計管理者
議会事務局長
教育次長
消防長
市民病院事務局長

別表第 2(第 5 条関係)

幹事会

職名
企画部長
教育次長
橋本市事務分掌条例施行規則(平成 18 年橋本市規則第 7 号)第 2 条に規定する室、課及び所の長
橋本市教育委員会事務局組織規則(平成 18 年橋本市教育委員会規則第 4 号)第 2 条に規定する課の長
橋本市上下水道部事務分掌規程(平成 18 年橋本市水道事業管理規程第 1 号)第 2 条に規定する課及び場の長
議会事務局次長
出納室長
各行政委員会事務局長
市民病院総務課長
消防本部総務課長

第二次橋本市男女共同参画計画庁内策定委員会要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画の実現に向け、その指針となる第二次橋本市男女共同参画計画を策定するにあたり、第二次橋本市男女共同参画計画庁内策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に関する事項の協議、検討等に関すること。
- (2) その他計画策定のための必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集しその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部企画経営室において処理する。

第7条 この告示に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1. この告示は、平成23年9月1日から施行する。

(この告示の失効)

2. この告示は、委員会の設置目的の達成の日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

職員課長、総務課長、市民安全課長、市民課長、人権推進室長、保険年金課長、こども課長、福祉課長、いきいき長寿課長、健康課長、農林振興課長、商工観光課長、建設課長、住宅・公園課長、水道業務課長、消防総務課長、教育総務課長、社会教育課長、学校教育課長、病院総務課長

第二次橋本市男女共同参画計画策定経過

会議	開催日	内 容
橋本市男女共生社会推進会議	平成 23 年 8 月 10 日	(1)規程の一部改正について (2)第二次橋本市男女共同参画計画策定について
橋本市男女共同参画推進会議幹事会	平成 23 年 9 月 27 日	(1)第二次橋本市男女共同参画計画策定について
第 1 回庁内策定委員会	平成 23 年 10 月 31 日	(1)市民アンケート実施内容について (2)今後のスケジュールについて
団体ヒアリングの実施	平成 23 年 10 月 31 日 平成 23 年 11 月 2 日	
第 1 回策定協議会	平成 23 年 11 月 2 日	(1)第二次橋本市男女共同参画計画策定及びスケジュールについて (2)市民アンケート実施内容について
市民意識実態調査の実施	平成 23 年 11 月 21 日 ～12 月 5 日	
第 2 回庁内策定委員会	平成 23 年 12 月 15 日	(1)各課・団体ヒアリング報告 (2)市民アンケート報告 (3)第二次橋本市男女共同参画計画骨子案について
第 3 回庁内策定委員会	平成 24 年 1 月 16 日	(1)第二次橋本市男女共同参画計画素案について
第 4 回庁内策定委員会	平成 24 年 1 月 24 日	(1)第二次橋本市男女共同参画計画素案について
第 2 回策定協議会	平成 24 年 1 月 30 日	(1)橋本市男女共同参画に関する市民意識・実態調査に関する結果報告について (2)第二次橋本市男女共同参画計画策定に係る団体ヒアリング報告について (3)第二次橋本市男女共同参画計画施策体系の基本的な考え方（案）について (4)第二次橋本市男女共同参画計画素案について
パブリックコメントの実施	平成 24 年 2 月 10 日 ～2 月 29 日	
第 5 回庁内策定委員会	平成 24 年 3 月 16 日	(1)第二次橋本市男女共同参画計画素案に対するパブリックコメントの実施結果 (2)第二次橋本市男女共同参画計画素案について
第 3 回策定協議会	平成 24 年 3 月 19 日	(1)橋本市男女共同参画に関する市民意識・実態調査に関する結果報告について (2)第二次橋本市男女共同参画計画素案に対するパブリックコメントの実施結果 (3)第二次橋本市男女共同参画計画素案について

男女共同参画に関する年表

年	国連等	国	県	市
1945 年 (昭和 20 年)	• 国際連合誕生 • 「国連憲章」採択	• 衆院法改正(成年女子に参政権)		
1946 年 (昭和 21 年)	• 婦人の地位向上委員会設置	• 総選挙で初の婦人参政権行使 日本国憲法公布		
1947 年 (昭和 22 年)		• 民法改正(家父長制度廃止) • 教育基本法公布(男女教育機会均等) • 労働基準法公布(男女同一賃金)		
1948 年 (昭和 23 年)	• 「世界人権宣言」採択			
1956 年 (昭和 31 年)		• 売春防止法制定		
1967 年 (昭和 42 年)	• 「婦人に対する差別撤廃宣言」採択			
1975 年 (昭和 50 年)	• 国際婦人年 • 世界会議(メキシコシティ=第1回世界女性会議)開催 • 「世界行動計画」採択 • 1976 年から 1985 年を「国連婦人の十年」と決定	• 総理府に婦人問題企画推進本部設置 • 総理府婦人担当室設置		
1976 年 (昭和 51 年)	• ILO(国際労働機関)事務局に婦人問題担当室を設置	• 民法改正(離婚後の氏の選択自由)		
1977 年 (昭和 52 年)		• 「国内行動計画」策定 • 国立婦人教育会館開設	• 青少年育成課に婦人主幹配置 • 婦人問題連絡会議設置	
1978 年 (昭和 53 年)			• 婦人問題企画推進会議設置	
1979 年 (昭和 54 年)	• 「女子差別撤廃条約」採択(第34回国連総会)			
1980 年 (昭和 55 年)	• 「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン=第2回世界女性会議)開催 • 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	• 「女子差別撤廃条約」署名 • 民法改正(配偶者の相続 1/3→1/2)		
1981 年 (昭和 56 年)	• 「女子差別撤廃条約」発効 • ILO156 号条約勧告「男女労働者、特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」採択	• 「国内行動計画後期重点目標」策定		
1982 年 (昭和 57 年)			• 【和歌山婦人施策の指標】策定	
1984 年 (昭和 59 年)	• ナイロビ世界会議のためのエスカッブ地域政府間準備会議開催	• 「アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム」開催	• 「婦人問題懇話会」設置 • 「青少年育成課」を	

年	国連等	国	県	市
		• 国籍法及び戸籍法改正（父母両系血統主義、配偶者の帰化条件の男女同一化）	「青少年婦人課」に名称変更	
1985年 (昭和60年)	• 「国連婦人の十年」最終年会議（ナイロビ＝第3回世界女性会議）開催 • 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択	• 「女子差別撤廃条約」批准 • 「国民年金法」改正（女性の年金権確立） • 「男女雇用機会均等法」公布 • 生活保護基準額改正（男女差解消）	• 第1期婦人問題アドバイザーを委託	• 青少年室を青少年婦人課に改組
1986年 (昭和61年)		• 婦人問題企画推進本部拡充（構成省庁を全省庁に）		
1987年 (昭和62年)		• 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1988年 (昭和63年)			• 「21世紀を目指すわかやま女性プラン」策定	
1989年 (平成元年)		• 新学習指導要領の改定（高等学校家庭科の男女必修）		
1990年 (平成2年)	• 国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略」の第1回見直しと評価、勧告案採択			
1991年 (平成3年)		• 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の第1次改定 • 「育児休業法」公布		
1992年 (平成4年)		• 初の「婦人問題担当大臣」誕生 • 「育児休業法」施行	• 北陸・東海・近畿地区婦人問題推進地域会議開催	
1993年 (平成5年)	• 国連婦人の地位委員会「女性に対する暴力に関する宣言」採択 • 国連世界人権会議（ウイーン）開催	• 中学校の家庭科男女必修開始 • 「パートタイム労働法」成立・施行 • 第4回世界女性会議日本国内委員会NGO部会開催	• 「青少年婦人課」を「青少年女性課」に名称変更	
1994年 (平成6年)	• 「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）開催 • 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 • 国際人口開発会議（カイロ）開催	• 高等学校の家庭科男女必修開始 • 総理府に男女共同参画室・男女共同参画審議会を設置 • 男女共同参画推進本部設置 • 初の女性の最高裁判事誕生	• 女性の登用推進要綱制定	
1995年 (平成7年)	• 第4回世界女性会議（北京）開催 • 「北京宣言及び行動綱領」採択	• 「育児・介護休業法」成立（介護休業制度の法制化）	• 「女性プラン」改定 • 「女性のつばさ」海外派遣開始	• 青少年婦人課を青少年女性課に名称変更
1996年 (平成8年)		• 男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 • 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 • 「男女共同参画2000年プラン」策定	• 生活文化部内に「女性政策課」設置 • わかやま女性100人委員会設置	• 「女性会議」開催

年	国連等	国	県	市
1997 年 (平成 9 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」改正 労働基準法女子保護規定撤廃 介護保険法公布 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共生社会づくり協議会設置 	<ul style="list-style-type: none"> 市長部局から教育委員会部局へ
1998 年 (平成 10 年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法」答申 	<ul style="list-style-type: none"> 県女性センター「りいぶる」オープン 	
1999 年 (平成 11 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「飲料・農業・農村基本法」公布・施行 男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 		<ul style="list-style-type: none"> 女性に関する意識調査実施 橋本市女性問題懇話会設置 「人権を考える女性の集い」開催
2000 年 (平成 12 年)		<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度施行 「児童虐待の防止等に関する法律」公布・施行 「ストーカー行為等の規正等に関する法律」公布・施行 「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県男女共生社会づくりプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「人権を考える女性の集い」開催 女性週間記念講演会 橋本市男女共生社会推進会議設置
2001 年 (平成 13 年)		<ul style="list-style-type: none"> 省庁再編により、内閣府男女共同参画局に改組 男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の公布・施行 第1回「男女共同参画週間」 第1回「女性に対する暴力をなくす運動」 	<ul style="list-style-type: none"> 機構改革による名称変更 男女共生社会推進課 男女共生社会推進センター 男女共生社会推進本部設置 審議会等への女性の参画促進要綱制定 	<ul style="list-style-type: none"> 「橋本市における男女共生社会実現に向けての提言」提出 はしもと男女共生社会推進行動計画策定 企画秘書室に男女共同参画担当(青少年女性課と共同実施)を置き進捗状況等を把握
2002 年 (平成 14 年)		<ul style="list-style-type: none"> アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進条例施行 男女共同参画審議会設置 男女共同参画に関する県民意識調査 	
2003 年 (平成 15 年)	<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約履行状況に関するわが国の報告書審議 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議「女性のチャレンジ支援策の推進」決定 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」公布施行 「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行 「少子化社会対策基本法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 図書館に男女共生情報コーナー設置 女性人材リスト登録者研修会開催 男女共生社会推進に関する職員意識調査実施
2004 年 (平成 16 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画フォーラム in わかやま」開催(高野山) 男女共同参画に関する施策苦情処理要綱策定 	
2005 年 (平成 17 年)	<ul style="list-style-type: none"> 第 49 回国連婦人の地位委員会(国連「北京 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議から「男女共同参画基本計 		

年	国連等	国	県	市
	「+10」世界閣僚級会合) 開催（ニューヨーク）	画改定に当たっての基 本的な考え方」の答申 ・「男女共同参画基本 計画（第2次）」策定		
2006年 (平成18年)		・「女性の再チャレン ジプラン」改定 ・「男女雇用機会均等 法」及び「労働基準法」 の改正	・「和歌山県配偶者から の暴力の防止及び被害者 者支援基本計画」策定 ・「和歌山県男女共生 社会推進センターの在り方」提言 ・男女共同参画に関する 県民意識調査実施	・旧高野口町と旧橋本市 の合併により橋本市となる（3月） ・企画秘書室を企画経 営室に改組
2007年 (平成19年)		・「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護 に関する法律」一部改正 ・「パートタイム労働 法」改正 ・「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バ ランス)憲章」及び「仕 事と生活の調和推進の ための行動指針」策定	・「和歌山県男女共同 参画基本計画」改定	・青少年女性課を生涯 学習課に改組
2008年 (平成20年)		・「児童福祉法」「次世代 育成支援対策推進法」改 正	・機構改革による名称変 更 青少年・男女共同参 画課（青少年課と男女共 生社会推進課を統合）	
2009年 (平成21年)	・女子差別撤廃委員会 女 子差別撤廃条約実施状況 第6回報告審議 ・第6回報告に対する女子 差別撤廃委員会最終見解	・「育児・介護休業法」 改正		・生涯学習課を社会教 育課に改組
2010年 (平成22年)	・国連「北京+15」世界 閣僚統合会（第54回国 際婦人の地位委員会） をニューヨークの国連 本部にて開催	・男女共同参画会議「第 3次男女共同参画基本 計画策定に当たっての 基本的な考え方」答申 ・「第3次男女共同参 画基本計画」策定	・機構改革による名称変 更 男女共同参画 センター ・男女共同参画に関する 県民意識調査実施	
2011年 (平成23年)				・男女共同参画基礎講 座「よくわかる男女共 同参画」開催 ・「橋本市男女共生社 会推進会議」を「橋本 市男女共同参画推進 会議」に名称変更 ・第二次橋本市男女共同参 画計画策定協議会設置 ・男女共同参画に関する市 民意識・実態調査の実施 ・公開セミナー「あな たらしい生き方で「仕 事も家庭も子育ても」 開催（りいぶる主催）
2012年 (平成24年)			・「和歌山県男女共同 参画基本計画」（第3 次）策定	・第二次橋本市男女共 同参画計画策定

男女共同参画社会基本法（抜粋）

公布：平成11年6月23日法律第78号

施行：平成11年6月23日

改正：平成11年7月16日法律第102号

施行：平成13年1月6日

改正：平成11年12月22日法律第160号

施行：平成13年1月6日

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、

かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女

の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本

理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における

被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章以下省略

第二次橋本市男女共同参画計画

発行年月：平成 24 年（2012 年）3 月

発 行：橋本市 企画部 企画経営室

〒648-8585 橋本市東家一丁目 1 番 1 号

TEL：0736-33-1111

E-MAIL：kikakhsy@city.hashimoto.lg.jp